

◎新潟県選挙管理委員会告示第50号

令和8年5月31日執行の新潟県知事選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は赤色のインクで印刷するものとし、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は赤色のインクで刷り込むものと定めた。

令和8年5月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一